

令和元年11月藤枝市議会
定例会議案

令和元年11月25日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
第74号議案	令和元年度藤枝市一般会計補正予算（第4号）	別冊
第75号議案	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	1
第76号議案	藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	5
第77号議案	藤枝市職員定数条例の一部を改正する条例	16
第78号議案	藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	17
第79号議案	藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	19
第80号議案	志太・榛原地域救急医療センター条例の一部を改正する条例	20
第81号議案	藤枝市簡易水道事業を藤枝市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例	21
第82号議案	藤枝市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	23
第83号議案	藤枝市下水道条例の一部を改正する条例	26
第84号議案	藤枝市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例	27
第85号議案	藤枝市部設置条例の一部を改正する条例	30
第86号議案	語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例	31
第87号議案	藤枝市瀬戸谷温泉施設の指定管理者の指定について	33
第88号議案	陶芸センターの指定管理者の指定について	34
第89号議案	藤枝市朝比奈活性化施設の指定管理者の指定について	35

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例

(藤枝市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年藤枝市条例第
25号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料」の次に「（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる
職員にあっては報酬の額）」を加える。

(藤枝市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和29年藤枝市条
例第26号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項、第 2 項
及び前項の規定の適用については、第 1 項中「3 年」とあるのは「法第 2 2 条
の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期（以下「任期」という。）」
と、第 2 項中「3 年」とあるのは「任期」と、前項中「係属する間」とあるの
は「係属する間（当該期間が任期を超える場合にあっては、任期）」とする。

(藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 藤枝市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤枝市条例第50号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次のただし書きを加える。

ただし、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、
この限りではない。

附則第 3 4 項中「平成 3 4 年」を「令和 4 年」に改める。

(藤枝市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 4 条 藤枝市職員等の旅費に関する条例（昭和54年藤枝市条例第 7 号）の一部を
次のように改正する。

目次中

「第 3 章 雑則（第 2 9 条・第 3 0 条）」

を

「第 3 章 旅費の調整（第 2 9 条）」

第 4 章 費用弁償（第 3 0 条）」

第5章 雑則（第31条）

に改める。

第1条中「旅費」の次に「及び費用弁償」を加える。

第3条第1項中「職員」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）を除く。以下この章から第4章までにおいて同じ。）」を加える。

「第3章 雑則」を「第3章 旅費の調整」に改める。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1章を加える。

第4章 費用弁償

（第1号会計年度任用職員の費用弁償）

第30条 第1号会計年度任用職員には、職員の旅費（第6条第1項及び第7条第1項に規定する旅費をいう。以下この条において同じ。）の支給の例により、旅費に相当する費用弁償を支給する。

第30条の次に次の章名を付する。

第5章 雑則

（藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 藤枝市職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤枝市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員の」を「職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の」に改める。

第8条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改める。

第22条中「又は育児休業法第17条」を「、育児休業法第17条」に改め、「している職員とする。」を「している職員又会計年度任用職員であって、任期、1週平均の正規の勤務日数又は勤務日ごとの正規の勤務時間数を考慮して、市長が別に定めるものとする。」に改める。

第23条に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員であって、1日の正規の勤務時間数を考慮して、市長が別に定めるものに対する前項の規定の適用については、「勤務時間条例第14条の規定による」とあるのは「藤枝市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和元年度藤枝市規則第 号。以下「勤務条件規則」という。）第15条の規定による」と、「勤務時間条例第15条の2第1項の規定による」とあるのは「勤務条件規則第17条の規定による」と、「2時間」とあるのは「当該職

員の1日の正規の勤務時間から5時間45分を差し引いた時間」とする。

第24条に次の1項を加える。

- 2 会計年度任用職員（その報酬が時間額で定められている者を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤枝市条例第 号）第7条及び第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年藤枝市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改める。

第2条第3項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第18条の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（藤枝市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第7条 藤枝市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年藤枝市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条 藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年藤枝市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第27条の見出し中「臨時又は」を削る。

（藤枝市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第9条 藤枝市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成31年藤枝市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の藤枝市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 0 3 条の 2 第 5 項、第 2 0 4 条第 3 項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第 2 4 条第 5 項に基づき、法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与の種類)

第 2 条 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「第 2 号会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当とする。

2 法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員（以下「第 1 号会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、報酬及び期末手当とする。

(第 2 号会計年度任用職員の給料)

第 3 条 第 2 号会計年度任用職員の給料は、藤枝市職員の給与に関する条例(昭和29年藤枝市条例第20号。以下「給与条例」という。)第 3 条に規定する給料表を適用し、職種ごとに適用する給料表、職務の級及び号給については、職種別適用表（別表第 1）の定めるところによる。

2 第 2 号会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、会計年度任用職員等級別基準職務表（別表第 2）に定めるところによる。

3 第 2 号会計年度任用職員となった者の職務の級及び号給は、規則で定める基準に従い決定する。

(第 2 号会計年度任用職員の給料の支給)

第 4 条 給与条例第 5 条及び第 6 条の規定は、第 2 号会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第 4 項中「勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該第 2 号会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(第 2 号会計年度任用職員の給料の調整額等)

第 5 条 給与条例第 6 条の 2、第 9 条の 2（第 2 項第 4 号を除く。）、第 9 条の 4、第 1 2 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項、第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 5 条第 1 項並び

に第17条(第3項を除く。)から第17条の3までの規定は、第2号会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第6条の2において「医療職給料表(3)」とあるのは、「藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年藤枝市条例第 号)別表第1職種別適用表にある医療職給料表(3)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 第1項の規定により準用する給与条例第15条第1項の勤務には、第1項の規定により準用する給与条例第12条、第13条及び第14条の勤務は含まれないものとする。

4 第1項の規定により準用する給与条例第17条(第3項を除く。)から第17条の3までの規定を適用する場合において、任期の定めが6月に満たない第2号会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該第2号会計年度任用職員は、当該会計年度において、任期の定めが6月以上の第2号会計年度任用職員とみなす。

5 第1項の規定により準用する給与条例第17条から第17条の3までの規定において、6月に期末手当を支給する場合、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第2号会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定めと前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の6月以上の第2号会計年度任用職員とみなす。

(第2号会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第6条 第2号会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、藤枝市特殊勤務手当に関する条例(昭和62年藤枝市条例第4号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の例による。

(第2号会計年度任用職員の給与の減額)

第7条 第2号会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第2号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)である場合

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第2号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合

(3) 有給の休暇による場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

2 前項の規定による給与の減額は、減額すべき事実の生じた日の属する月の翌月の給料から順次行うものとする。ただし、退職、休職等により、翌月に支給すべき給料のない場合における給与の減額は、減額すべき事実の生じた日の属する月の給料から行うものとし、給料から差し引いてなお残余の額があるとき、又は給料から差し引くことのできないときは、この条例に基づく未支給の給与から差し引くものとする。

（第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第8条 第5条の規定により準用する給与条例第12条、第13条及び第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該第2号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を第2号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

（第1号会計年度任用職員の報酬）

第9条 第1号会計年度任用職員の報酬は、基本報酬のほか、特殊勤務に係る報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬及び夜間勤務に係る報酬とする。

（第1号会計年度任用職員の基本報酬）

第10条 月額で基本報酬を定める第1号会計年度任用職員の基本報酬は、基準月額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年藤枝市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 日額で基本報酬を定める第1号会計年度任用職員の基本報酬は、基準月額に12を乗じ、その額を241で除して得た額に当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 時間で基本報酬を定める第1号会計年度任用職員の基本報酬は、基準月額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条で規定する1週間の勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 4 前3項の基準月額とは、第1号会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する1週間の勤務時間と同一であるとした場合に、第3条の規定を適用して得た額に、100分の3を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、同条中「第2号会計年度任用職員給料」とあるのは、「第1号会計年度任用職員の基準月額」とする。
- 5 前項の規定において、第3条の適用をした場合に医療職給料表(3)の適用を受ける職員の基本月額については、同条の規定を適用して得た額に当該額の100分の1を加算した額とすることができる。

（第1号会計年度任用職員の報酬の支給）

第11条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額で基本報酬を定める第1号会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて基本報酬を支給する。
- 3 月額で報酬を定める第1号会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの基本報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの基本報酬を支給する。
- 4 前項の規定により基本報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外ときは、その基本報酬額は、その月の現日数から当該第1号会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（第1号会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第12条 特殊勤務手当条例に規定する業務に従事することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の特殊勤務に係る報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の報酬の減額)

第13条 月額で報酬を定める第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、第18条第2項第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- (1) 祝日法による休日等である場合
- (2) 年末年始の休日等である場合
- (3) 有給の休暇による場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

2 日額で報酬を定める第1号会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、第18条第2項第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

- (1) 有給の休暇による場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

(第1号会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬)

第14条 藤枝市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則(令和元年藤枝市規則第 号。以下「勤務条件規則」という。)第4条第2項から第7条までに規定する第1号会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、第1号会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、第1号会計年度任用職員が割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた第1号会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50
（第1号会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第15条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等（以下この条において「休日等」と総称する。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日等に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、要勤務日に勤務させないこととされた第1号会計年度任用職員の、その休日等の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（第1号会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第16条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額とする。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第17条 給与条例第17条(第3項を除く。)から第17条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の第1号会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)以前6月以内の第1号会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬(第2号会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前項の規定を適用する場合において、任期の定めが6月に満たない第1号会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該第1号会計年度任用職員は、当該会計年度において、任期の定めが6月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に第1号会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の第1号会計年度任用職員とみなす。

(第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第18条 第14条から第16条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第10条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第10条第2項の規定により計算して得た額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第10条第3項の規定により計算して得た額

2 第13条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第10条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(口座振替による支給)

第19条 この条例に基づく給与は、会計年度任用職員（退職した者を含む。）から申出があった場合においては、その全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第20条 職員に給与を支給する際、その給与から控除することができるものは、任命権者が別に定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与の特例)

第21条 任命権者は、第2条から前条までの規定にかかわらず、勤務の特殊性等を考慮し、任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)

第22条 第1号会計年度任用職員が給与条例第9条の2第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額については、給与条例第9条の2第2項第1号から第3号までに定める額を21で除して得た数（小数点以下を切り捨てた額）に1月の通勤回数を乗じて得た額とする。

3 通勤に係る費用弁償の支給日等については、給与条例第9条の3の規定の例による。

(第1号会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)

第23条 第1号会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、藤枝市職員等の旅費に関する条例（昭和54年藤枝市条例第7号）の例による。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

職種別適用表

職種	適用する給料表	職務の級	適用する号給の範囲
一般行政事務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）	行政職給料表 (1)	1級	1号給から25号給まで
専門行政事務その他の会計年度任用職員で市長が規則で定める者	行政職給料表 (1)	1級	1号給から97号給まで
		2級	1号給から101号給まで
		3級	1号給から105号給まで
技能労務職その他の会計年度任用職員で市長が規則で定める者	行政職給料表 (2)	1級	1号給から101号給まで
		2級	1号給から101号給まで
医療職（医師及び歯科医師）その他の会計年度任用職員で市長が規則で定める者	医療職給料表 (1)	1級	1号給から65号給まで
		2級	1号給から113号給まで
		3級	1号給から97号給まで
医療職（薬剤師及び歯科衛生士）その他の会計年度任用職員で市長が規則で定める者	医療職給料表 (2)	1級	1号給から85号給まで
		2級	1号給から105号給まで
		3級	1号給から113号給まで
医療職（助産師及び看護師）その他の会計年度任用職員で市長が規則で定める者	医療職給料表 (3)	1級	1号給から169号給まで
		2級	1号給から153号給まで
		3級	1号給から129号給まで

別表第2（第3条関係）

会計年度任用職員等級別基準職務表

職種	職務の級	基準となる職務
一般行政事務（他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）	1級	定型的な又は補助的な業務を行う職務 （他の職種の区分の適用を受けないものを含む。）
専門行政事務その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定める者	1級	定型的な又は補助的な業務を行う職務
	2級	相当の知識、技術、経験等を要する職務
	3級	高度な知識、技術、経験等を要する職務
技能労務職その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定める者	1級	定型的な又は補助的な業務を行う職務
	2級	相当の知識、技術、経験等を要する職務
医師及び歯科医師その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定める者	1級	医師又は歯科医師の職務
	2級	高度な知識、技術、経験等を要する医師又は歯科医師の職務
	3級	相当高度な知識、技術、経験等を要する医師又は歯科医師の職務
薬剤師及び歯科衛生士その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定める者	1級	相当の知識、技術、経験等を要する職務
	2級	高度な知識、技術、経験等を要する職務
	3級	相当高度な知識、技術、経験等を要する職務
助産師及び看護師その他のフルタイム会計年度任用職員で市長が規則で定める者	1級	准看護師の職務 その他これに準ずる業務を行う職務
	2級	助産師又は看護師の職務 高度な知識、技術、経験等を有する准看護師の職務 その他これに準ずる業務を行う職務

	3級	高度な知識、技術、経験等を有する助産師又は 看護師の職務 その他これに準ずる業務を行う職務
--	----	---

藤枝市職員定数条例の一部を改正する条例

藤枝市職員定数条例(昭和29年藤枝市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(臨時又は非常勤の職員を除く。)」を加える。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 市長の事務部局の職員 620人
 - (2) 公営企業の事務部局の職員 960人
- ア 病院事業の職員 900人
- イ その他の公営企業の職員 60人

第4条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤枝市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 7 条に次の 2 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 2 号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第 2 8 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

第 1 7 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第 2 3 条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第24条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

第29条第7号ア中「建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物」を「耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）」に、「同条第9号の3に規定する準耐火建築物」を、「準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。以下同じ。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」に改める。

第44条第8号ア中「建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物」を「耐火建築物」に、「同条第9号の3に規定する準耐火建築物」を、「準耐火建築物（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）」に改める。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるものについては、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「特定教育・保育にかかる施設型給付費」の次に「(法第 2 7 条
第 1 項の施設型給付費をいう。以下同じ。)」を加える。

第 5 1 条中「、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」とを「、
第 1 5 条第 1 項中「施設型給付費（法第 2 7 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下
同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第 2 9 条第 1 項の地域型保育給付費を
いう。以下この項において同じ。）」と」に改める。

第 5 3 条第 3 項中「及び満 3 歳以上保育認定子ども」の次に「(子ども・子育て支
援法施行令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。)」を
加え、「第 1 3 条」を「第 1 4 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

志太・榛原地域救急医療センター条例の一部を改正する条例

志太・榛原地域救急医療センター条例（昭和57年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表を次のように改める。

診療日	診療時間
月曜日から金曜日まで	午後 7 時 3 0 分から午後 1 0 時まで
土曜日及び日曜日	午後 7 時 3 0 分から翌日午前 7 時まで

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市簡易水道事業を藤枝市水道事業に統合することに伴う関係条例の
整備に関する条例

(藤枝市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市水道事業給水条例（平成10年藤枝市条例第 7 号）の一部を次のよう
に改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(藤枝市簡易水道条例廃止に伴う経過措置)

4 廃止前の藤枝市簡易水道条例第 2 条の給水区域における令和 2 年 3 月 3 1 日
以前最後の検針日の翌日から令和 2 年 4 月 1 日以後最初の検針日までの期間に
係る料金は、その算定の基礎となる使用水量を各日均等に使用したものとみな
して、次の各号に掲げる額を合算して得た額とする。この場合において、当該
各号に掲げる額に 1 円未満の端数が生じたときは、それぞれ当該端数を切り捨
てるものとする。

(1) 当該使用期間に係る使用水量について、廃止前の藤枝市簡易水道条例第 9
条又は第 1 1 条の規定により算定した額に、当該使用期間に対する令和 2 年
3 月 3 1 日以前の日数の割合を乗じて得た額

(2) 当該使用期間に係る使用水量について、第 2 2 条又は第 2 6 条の規定によ
り算定した額に、当該使用期間に対する令和 2 年 4 月 1 日以降の日数の割合
を乗じて得た額

(藤枝市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成
24年藤枝市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項第 1 号中「簡易水道以外の」を削り、同条第 2 項を削る。

(藤枝市簡易水道事業特別会計条例の廃止)

第 3 条 藤枝市簡易水道事業特別会計条例（昭和39年藤枝市条例第 4 号）は、廃止
する。

(藤枝市簡易水道事業会計基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)

第 4 条 藤枝市簡易水道事業会計基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和47年
藤枝市条例第10号)は、廃止する。

(藤枝市簡易水道条例の廃止)

第 5 条 藤枝市簡易水道条例（平成10年藤枝市条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年藤枝市条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤枝市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条に次の 1 項を加える。

- 2 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業」という。）を設置する。

第 2 条を次のように改める。

（下水道事業の法適用）

第 2 条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第 1 条第 2 項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 8 条から第 1 0 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 7 条第 1 項及び第 2 項第 3 号中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に、「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第 2 項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（経営の基本）

第 3 条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 2 水道事業の給水区域、給水人口及び 1 日最大給水量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域 別表に掲げる区域

(2) 給水人口 132,700 人

(3) 1日最大給水量 55,000 立方メートル

3 下水道事業の排水区域、排水人口及び1日最大処理能力は、次のとおりとする。

(1) 公共下水道事業

ア 排水区域面積 2,435 ヘクタール

イ 排水人口 86,200 人

ウ 1日最大処理能力 47,500 立方メートル

(2) 農業集落排水事業

ア 排水区域面積 86.8 ヘクタール

イ 排水人口 3,320 人

ウ 1日最大処理能力 1,450 立方メートル

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

給水区域

堀之内	堀之内一丁目	谷稲葉	寺島の一部	西方	北方	中ノ合	下之郷	花倉
上藪田	中藪田	下藪田	清里一丁目	清里二丁目	南清里	高田	時ヶ谷	水守
水守一丁目	水守二丁目	水守三丁目	八幡	鬼島	上当間	下当間	仮宿	潮
横内	稲川	稲川一丁目	益津下	郡	郡一丁目	緑町一丁目	緑町二丁目	立花
一丁目	立花二丁目	立花三丁目	城南一丁目	城南二丁目	城南三丁目	大手一		
丁目	大手二丁目	田中一丁目	田中二丁目	田中三丁目	平島	原	音羽町一丁	
目	音羽町二丁目	音羽町三丁目	音羽町四丁目	音羽町五丁目	音羽町六丁目			
茶町一丁目	茶町二丁目	茶町三丁目	茶町四丁目	旭が丘	藤枝一丁目	藤枝二		
丁目	藤枝三丁目	藤枝四丁目	藤枝五丁目	鬼岩寺	益津	岡出山一丁目	岡出	
山二丁目	岡出山三丁目	若王子	若王子一丁目	若王子二丁目	若王子三丁目			
本町一丁目	本町二丁目	本町三丁目	本町四丁目	天王町一丁目	天王町二丁目			
天王町三丁目	五十海	五十海一丁目	五十海二丁目	五十海三丁目	五十海四丁			
目	藤岡一丁目	藤岡二丁目	藤岡三丁目	藤岡四丁目	藤岡五丁目	前島	駅前	
一丁目	駅前二丁目	駅前三丁目	前島一丁目	前島二丁目	前島三丁目	田沼一		
丁目	田沼二丁目	田沼三丁目	田沼四丁目	田沼五丁目	青木	青木一丁目	青	
木二丁目	青木三丁目	瀬古	瀬古一丁目	瀬古二丁目	瀬古三丁目	志太	志太	
一丁目	志太二丁目	志太三丁目	志太四丁目	志太五丁目	駿河台一丁目	駿河		
台二丁目	駿河台三丁目	駿河台四丁目	駿河台五丁目	南駿河台一丁目	南駿河			

台二丁目 南駿河台三丁目 南駿河台四丁目 南駿河台五丁目 南駿河台六丁目
東町 小石川町一丁目 小石川町二丁目 小石川町三丁目 小石川町四丁目 南新
屋 水上 瀬戸新屋 新南新屋 緑の丘 青葉町一丁目 青葉町二丁目 青葉町三
丁目 青葉町四丁目 青葉町五丁目 内瀬戸 光洋台 上青島 下青島 久兵衛市
右衛門請新田 青南町一丁目 青南町二丁目 青南町三丁目 青南町四丁目 青南
町五丁目 末広一丁目 末広二丁目 末広三丁目 末広四丁目 築地上 築地 築
地一丁目 高柳 高柳一丁目 高柳二丁目 高柳三丁目 高柳四丁目 高洲 高洲
一丁目 兵太夫 高岡一丁目 高岡二丁目 高岡三丁目 高岡四丁目 泉町 大新
島 与左衛門 大東町 大洲一丁目 大洲二丁目 大洲三丁目 大洲四丁目 大洲
五丁目 善左衛門 善左衛門一丁目 善左衛門二丁目 善左衛門三丁目 弥左衛門
源助 五平 大西町一丁目 大西町二丁目 大西町三丁目 忠兵衛 瀬戸ノ谷の一
部 岡部町三輪 岡部町入野 岡部町内谷 岡部町岡部 岡部町子持坂 岡部町村
良 岡部町桂島の一部 岡部町殿 岡部町新舟の一部 岡部町宮島の一部 岡部町
青羽根の一部

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

藤枝市下水道条例の一部を改正する条例

藤枝市下水道条例（昭和60年藤枝市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「市長」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 4 条第 2 号中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第 7 条の 2 第 3 項第 1 号中「ア、オ及びカ」を「ア、イ、カ及びキ」に改める。

第 7 条の 3 第 1 項第 2 号中「規則で」を「市長が別に」に改め、同項第 4 号ア中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない」を「精神の機能の障害により排水設備等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない」に改め、同号中カをキとし、イからオまでをウからカまでとし、アの次に次のように加える。

イ 工事業者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合

第 7 条の 3 第 2 項中「前項第 4 号ウ」を「前項第 4 号エ」に、「同号ウ」を「同号エ」に改める。

第 7 条の 4 中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第 7 条の 6 の見出しを「(委任)」に改め、同条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第 1 1 条第 2 項及び第 1 6 条の 2 中「規則で」を「市長が別に」に改める。

第 2 9 条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条、第 4 条、第 7 条の 3 第 1 項第 2 号、第 7 条の 4、第 7 条の 6、第 1 1 条、第 1 6 条の 2 及び第 2 9 条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市下水道事業の地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例

(藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年藤枝市条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

藤枝市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

第 1 条中「水道事業職員（以下「水道職員」という。）」を「水道事業及び下水道事業企業職員（以下「企業職員」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項及び第 1 8 条中「水道職員」を「企業職員」に改める。

(藤枝市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和59年藤枝市条例第25号）の一部を次のように改める。

第 2 条第 2 項中「市長」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 1 9 条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(藤枝市農業集落排水事業費分担金徴収条例の一部改正)

第 3 条 藤枝市農業集落排水事業費分担金徴収条例（平成 5 年藤枝市条例第10号）の一部を次のように改める。

第 3 条中「市長」を「農業集落排水事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 4 条第 2 項及び第 1 2 条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(藤枝市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 4 条 藤枝市農業集落排水処理施設条例（平成 8 年藤枝市条例第 8 号）の一部を次のように改める。

第 2 条第 3 号中「市長」を「農業集落排水事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）」に改める。

第 6 条、第 7 条、第 1 0 条第 1 項及び第 3 項、第 1 7 条第 1 項第 2 号並びに第 2 1 条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(藤枝市情報公開条例の一部改正)

第5条 藤枝市情報公開条例(平成13年藤枝市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道事業管理者の職務」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限」に改める。

(藤枝市個人情報保護条例の一部改正)

第6条 藤枝市個人情報保護条例(平成15年藤枝市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「水道事業管理者の職務」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限」に改める。

(藤枝市公共下水道及び都市下水路の構造等の基準を定める条例)

第7条 藤枝市公共下水道及び都市下水路の構造等の基準を定める条例(平成24年藤枝市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第5号、第4条第1号、第5条第2号並びに第7条第5号中「規則で」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う市長が別に」に改める。

(藤枝市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例の一部改正)

第8条 藤枝市公共下水道事業区域外流入分担金徴収条例(平成28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号ただし書中「市長」を「公共下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「市長」という。)」に改める。

第8条中「規則で」を「市長が別に」に改める。

(藤枝市公共下水道事業特別会計条例の廃止)

第9条 藤枝市公共下水道事業特別会計条例(昭和52年藤枝市条例第16号)は、廃止する。

(藤枝市農業集落排水事業特別会計条例の廃止)

第10条 藤枝市農業集落排水事業特別会計条例(平成5年藤枝市条例第9号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長に対してされている申

請その他の手続及び当該申請その他の手続に対して市長からなされた処分その他の行為は、この条例の施行日以後は、相当規定により下水道事業の管理者の権限を行う市長に対してされた申請その他の手続及び当該申請その他の手続に対して下水道事業の管理者の権限を行う市長からなされた処分その他の行為とみなす。

藤枝市部設置条例の一部を改正する条例

藤枝市部設置条例（平成10年藤枝市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中

「環境水道部

- (1) 環境保全及び環境衛生に関すること。
- (2) 廃棄物対策に関すること。
- (3) 下水道（都市下水路を除く。）に関すること。
- (4) 簡易水道に関すること。 」

を

「環境水道部

- (1) 環境保全及び環境衛生に関すること。
- (2) 廃棄物対策に関すること。 」

に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例の一部を改正する条例
語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例（平成元年藤枝市条例第36号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例

第 1 条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項に規定する職員」
を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 0 3 条の 2 第 5 項及び第 2 0 4 条第 3
項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第 2 4 条第 5
項に基づき、法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に、「語学指導
又は国際交流活動」を「語学指導等」に、「給与」を「報酬」に、「旅費」を「費
用弁償」に、「定めることを目的」を「定めるもの」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条の見出しを「（報酬）」に改め、同条中「受ける給料について」を「報酬」
に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条を削る。

第 5 条の見出し中「給与」を「報酬」に改め、同条中「前 3 条」を「前条」に、
「定める給与」を「定める報酬」に、「市条例の規定に基づく一般職職員の給与の
例による」を「教育委員会規則で定める」に改め、同条を第 3 条とする。

第 6 条を削る。

第 3 条の次に次の 3 条を加える。

（通勤に係る費用弁償）

第 4 条 外国青年が藤枝市職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第20号。
以下「給与条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項各号に定める通勤手当の支給要件
に該当するときは、通勤に係る費用を弁償する。

2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回
数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日等については、給与条例
第 9 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 9 条の 3 の規定の例による。

（公務のための旅行に係る費用弁償）

第 5 条 外国青年が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係
る費用を弁償する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、藤枝市職員等の旅費に関する条例（昭和54年藤枝

市条例第7号)の例による。

(赴任及び帰国に係る費用弁償)

第6条 外国青年が、赴任及び帰国のために要する旅費については、費用を弁償する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例の規定により支給事由の生じた給料の支給については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の語学指導等を行う外国青年の報酬及び語学指導等を行う外国青年の給与等に関する条例第5条の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

藤枝市瀬戸谷温泉施設の指定管理者の指定について

藤枝市瀬戸谷温泉施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市瀬戸谷温泉施設
指定管理者 藤枝市本郷5437番地
株式会社 ふるさと瀬戸谷
代表取締役 仲田 末治
指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

陶芸センターの指定管理者の指定について

藤枝市農山村地域活性化施設陶芸センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称	陶芸センター
指定管理者	藤枝市瀬戸ノ谷1706番地の1 株式会社 陶芸センター 代表取締役 山崎 昇
指定の期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

藤枝市朝比奈活性化施設の指定管理者の指定について

藤枝市朝比奈活性化施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市朝比奈活性化施設
指定管理者 藤枝市岡部町玉取1452番地
玉取むらづくり会議
会長 浮島 豊壽
指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和元年11月藤枝市議会定例会 議案提案理由書（第75号議案～第89号議案）

第75号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の令和2年4月1日の施行に伴い、藤枝市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例ほか8本の条例について、所要の改正を行うものであります。

第76号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の令和2年4月1日の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償を定める条例を定めるものであります。

第77号議案

令和2年4月1日から公共下水道事業及び農業集落排水事業へ地方公営企業法を全部適用するに当たり、病院事業以外の公営企業職員の定数等について改正するものであります。

第78号議案

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業者等による代替保育の提供及び食事の提供の特例等について所要の改正を行い、併せて建築基準法の一部を改正する法律の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う保育所の耐火建築物に関する基準について、所要の改正を行うものであります。

第79号議案

幼児教育・保育無償化の基準等を定める内閣府令の訂正に伴う所要の改正を行うものであります。

第80号議案

志太・榛原地域救急医療センターの診療時間について、金曜日の深夜帯診療を取り止めるものであります。

第 8 1 号議案

令和 2 年 4 月 1 日から藤枝市簡易水道事業を藤枝市水道事業へ事業統合することに伴い、藤枝市水道事業給水条例ほか 1 本の条例について、簡易水道に関する規定を削除する所要の改正を行い、及び不要となる藤枝市簡易水道事業特別会計条例ほか 2 本の条例を廃止するものであります。

第 8 2 号議案

令和 2 年 4 月 1 日から藤枝市簡易水道事業の藤枝市水道事業へ事業統合することに伴い、給水区域、給水人口及び 1 日最大給水量について所要の改正を行い、併せて同日から本市公共下水道事業及び農業集落排水事業を地方公営企業法の全部適用を受ける公営企業として設置するための改正を行うものであります。

第 8 3 号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、排水設備指定工事店の指定に係る欠格条項について所要の改正を行い、併せて令和 2 年 4 月 1 日から公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を全部適用するに当たり、所要の改正を行うものであります。

第 8 4 号議案

令和 2 年 4 月 1 日から公共下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を全部適用するに当たり、藤枝市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例ほか 9 つの条例に下水道事業に関する規定を加える等の所要の改正、又は条例を廃止するものであります。

第 8 5 号議案

令和 2 年 4 月 1 日から藤枝市簡易水道事業を藤枝市水道事業へ事業統合し、及び公共下水道事業及び農業集落排水事業について、地方公営企業法を全部適用することから、本市部設置条例に規定している簡易水道事業及び下水道事業に関する事項を削除するものであります。

第 8 6 号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の令和 2 年 4 月 1 日の施行に

に伴い、外国青年招致事業により語学指導等を行う外国青年の報酬、費用弁償等について、所要の改正を行うものであります。

第 87 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 日から藤枝市瀬戸谷温泉施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 88 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 日から陶芸センターの管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 89 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 日から藤枝市朝比奈活性化施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。